

給水受付システム切替に 係る変更点について

給水受付システムの切り替えにあたり、
令和7年4月から給水装置工事申請手順について変更点があります。
お手数料をおかけしますがご理解のほどよろしくお願いいたします。

担当係：水道建設・維持課 給水装置係
水道事務所 給水装置係

変更点①

新設工事がある場合には、給水装置工事着手承認後、**副本返却時に標識番号シールを配布します。**

従来にはメーター出庫時に標識番号を付番し、標識番号シールを配布していましたが、新システムでは申込書受付時に付番し、給水装置工事着手承認後、**副本返却時に標識番号シールを配布します。**もし、**副本返却時に標識番号シールの渡し忘れがありましたら、窓口にてお知らせください。**

また、標識番号は「**○-300...**」から付番されますのでご承知おきください。



↑ 標識番号シール 例

標識番号先頭の数字は従来のように地区によって異なります。

1・・・葵・駿河地区 2・・・清水地区 3・・・蒲原地区 4・・・由比地区

なお、**受水槽以下の新設工事は**今までと同様、メーター出庫時に標識番号シール「**○-200...**」を配布します。

変更点②

メーター一出庫3個以下複数工事の場合には、
申込書に口径が記入された表の記載をお願いします。

メーター一出庫3個以下複数工事の場合には、従来のように申込書に部屋番号、標識番号、メーター番号が記入された表を記載していただいていたのですが、システムエラー防止のため、**口径の追記**をお願いいたします。

| 部屋番号 | 標識番号 | 口径 | メーター番号 |
|------|------------|----|--------------|
| 101 | 1- 3111111 | 20 | 123 - 456790 |
| 102 | | 20 | |
| 201 | 1- 3111112 | 20 | 123 - 456791 |
| 202 | | 25 | |

←一覧表 例

変更点③

メーター出庫4個以上複数工事の場合には、「(様式第9号) 標識番号・部屋番号・メーター番号一覧表」の提出をお願いします。

※開始届はメーター出庫日1週間前までに提出してください。

メーター出庫4個以上複数工事の場合には、

「(様式第9号) 標識番号・部屋番号・メーター番号一覧表」に部屋番号、口径、標識番号、メーター番号を記載し、

申込書受付時に給水装置工事申込書と「(様式第9号) 標識番号・部屋番号・メーター番号一覧表」を各窓口提出してください。

給水装置工事施工基準様式

メーター出庫4個以上の場合は(様式第9号) 標識番号・部屋番号・メーター番号一覧表を記載し、審査受付時に提出すること。

押印が不要になりました。

(様式第3-2号) 中高層建築物等給水計画書【増圧】令和6年4月改訂

- [\(様式第8号\) 誓約書\(受水槽非常用給水栓設置\)\(ワード:15KB\)](#)

様式9として一覧表を記載する

↑ 一覧表 掲載先

<一覧表掲載先> ※令和7年4月1日更新予定

静岡市HPへ直接アクセス

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4283/s001200.html>

または「静岡市HP」→「暮らし・手続き」→「住まい・上下水道」→メニュー一覧「上下水道」→「申請・手続」→「給水装置工事施工基準」からダウンロードできます。

変更点④

新設閉栓のみの工事の場合、

使用開始届の提出及び写真審査が**不要**になります。

※なお、標識番号シールの管理は適切に行ってください。

再発行は原則、行いません。

新システム切替により副本返却時に標識番号シールを配布するため、**新設閉栓のみの工事**の場合、**使用開始届が不要**になります。

新設閉栓に該当する工事とは・・・

新設工事にて給水管引き込みを行うが水道メーターは設置しない工事になります。

様式第3号(第29条関係)

給水装置使用開始届出書兼水道使用申込書

年 月 日

(宛先)静岡市公営企業管理者

受付番号

| | | | |
|-------------------------------|--------------------------------------|---------------|--|
| 給水装置 設置場所 | (アパート名・方番・部屋番号) | お客様番号 | |
| | | 標識番号 | |
| 所有者 | 住所又は 所在地 (フリガナ) 氏名又は 代表者 | 電話 | |
| 使用者 | 住所又は 所在地 (フリガナ) 氏名又は 代表者 | アパート名・屋号・部屋番号 | |
| | | 電話 | |
| 開始区分 | | 開始年月日 | |
| 新設閉栓 新設閉栓 増設閉栓・再開栓・布設替 | | 年 月 日 | |

<お問い合わせ先>

もしご不明な点等ありましたら、下記にお問い合わせください。

葵・駿河区の工事について

→水道建設・維持課 給水装置係 葵区七間町15-1 上下水道局庁舎 4階
TEL：054-270-9135

清水区の工事について

→水道事務所 給水装置係 清水区旭町6-8 清水庁舎 6階
TEL：054-354-2745